

スポーツ振興事業実施要領

この要領は、舞鶴市文化・スポーツ振興事業実施要綱（平成5年告示第59号）に規定するスポーツ振興事業について、その詳細、具体的な手続き、様式等に関して必要な事項を定めるものとする。

3 地域スポーツの育成

(1) 地域スポーツ振興助成事業

① 事業内容

公共的団体等が地域スポーツの振興を目的とする事業で、市長が認めたものを行う場合は、当該団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

※「公共的団体」とは、市内の学校、スポーツ協会、自治会、体育振興会、青年会議所、商工会議所、等の公共性を有する団体をいう。

② 対象事業

ア又はイに掲げる事業（営利を目的とするものは除く）とする。ただし、1の年度において、1の団体につき、1回を限度とする。

ア 地域が一体となって取り組む各種のスポーツ大会等のスポーツ振興を目的とする事業。

イ スポーツ協会加盟団体において、新たに取り組む地域でのスポーツ振興を目的とする事業。

③ 補助金の額

対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内で、市長が認めた額（その額に10,000円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

ただし、次の区分により、それぞれ定める額を当該補助金の限度額とする。

ア 小学校区を単位とする対象事業 100,000円

イ 中学校区を単位とする対象事業 150,000円

ウ 全市的な対象事業 200,000円

エ 上記 ウ に該当する事業で、地域活性化に大きく寄与すると市長が認めるもの
400,000円

④ 提出書類

ア 申請書

- ・地域スポーツ振興助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・地域スポーツ振興助成事業計画書（様式第2号）
- ・地域スポーツ振興助成事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

イ 計画変更書

- ・地域スポーツ振興助成事業計画変更申請書（様式第4号）
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 実績報告書

- ・地域スポーツ振興助成事業実績報告書（様式第 5 号）
- ・地域スポーツ振興助成事業収支決算書（様式第 6 号）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ 交付手続き等

「補助金等の交付に関する規則」（昭和 5 0 年規則第 2 5 号）に準ずる。

スポーツ振興基金取扱注意事項

舞鶴市文化・スポーツ振興基金事業のうち、スポーツ振興基金の適正な執行を促進するために、舞鶴市文化・スポーツ振興事業実施要綱（以下要綱という。）及び、スポーツ振興事業実施要領（以下要領という。）の取扱注意事項について定める。

（共通事項）

1. 「舞鶴市文化・スポーツ振興基金の補助対象事業」であることを、プログラム等に明示すること。
2. 申請は、事業1ヵ月前を目途に、できるだけ早く行うこと。
3. 事業終了後の実績報告は、終了後1ヵ月以内に行うこと。
4. 実績報告には、必ず領収書の（写）を添付すること。

（地域スポーツ振興補助事業関係）

1. 一地域年一回の補助とし、一事業に限らず複数の事業をまとめた申請も可とする。
2. 補助対象経費は、以下の費用等とし、必要最小限の額に限るものとする。
3. 報酬、旅費、宿泊費、食糧費、印刷製本費、借上費、消耗品費、通信運搬費、委託料ほか事業実施上必要と認められるものとする。（参加事業については、資料代、受講料も対象とする。）ただし、旅費計算については、基本的には、舞鶴市旅費規定の4等級（日当は省く）に準じる。